

西宮市教育委員会の個人情報保護に関する規則を廃止する規則制定の件

西宮市教育委員会の個人情報保護に関する規則を廃止する規則を次のように制定するにあたり、「教育長に対する事務委任等に関する規則」第3条第2項の規定により令和5年3月31日に教育長の臨時代理により決定したので、西宮市教育委員会に報告する。

令和5年4月12日提出

西宮市教育委員会
教育長 重松 司 郎

西宮市教育委員会規則第9号

西宮市教育委員会の個人情報保護に関する規則を廃止する規則

西宮市教育委員会の個人情報保護に関する規則（昭和63年西宮市教育委員会規則第9号）は、廃止する。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(参考)

○提案理由

個人情報保護制度を国へ一元化すること等を目的とした「個人情報の保護に関する法律」の改正に伴い、教育委員会が施行していた規則が不要となるため。

西宮市教育委員会の個人情報保護に関する規則

| 改正案 | 現行 |
|------------------|--|
| <p><u>廃止</u></p> | <p><u>(趣旨)</u></p> <p>第1条 この規則は、西宮市個人情報保護条例（平成15年西宮市条例第24号。以下「条例」という。）第57条の規定に基づき、西宮市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が実施する個人情報の保護に関し、必要な事項を定める。</p> <p><u>(準用)</u></p> <p>第2条 教育委員会における条例の施行については、西宮市個人情報保護条例施行規則（平成15年西宮市規則第92号）第2条から第5条まで、第7条、第8条第3項及び第4項、第9条から第22条まで並びに第23条第1項の規定を準用する。この場合において、第2条中「西宮市公告式条例（昭和41年西宮市条例第9号）」とあるのは「西宮市教育委員会公告式規則（昭和28年西宮市教育委員会規則第6号）」と、第11条、第14条及び第17条中「市長」とあるのは「西宮市教育委員会」と読み替えるものとする。</p> <p><u>(補則)</u></p> <p>第3条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。</p> |